【資料２】

豊中市立こども園給食調理業務(外部搬入)委託
公募型プロポーザル　実施要領

１．業務目的

豊中市立こども園のうち、のばたけ、ゆたか、しんでんこども園において、引き続き給食調理業務（外部搬入）を委託し、安心・安全な給食を安定的に提供することを目的とする。

２．業務概要

（１）業務名

豊中市立こども園給食調理業務（外部搬入）

（２）業務内容

別添「豊中市立こども園給食調理業務（外部搬入）委託仕様書」のとおり。

（３）業務期間

業務履行準備期間：契約締結日から令和９年（2027 年）３月 31 日まで

業務履行期間：令和９年（2027 年）４月１日から令和 12 年（2030 年）３月 31 日まで

（４）予算額

１食あたり　７００円（消費税および地方消費税を除く）を上限とする。

３．担当所管課

本件は、豊中市こども未来部こども事業課が所管する。

４．参加資格要件

本件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

（１）豊中市物品等入札参加資格を有すること。

（２）保育施設や学校給食等の特定の人を対象とする外部搬入給食の事業の受託実績があること。

（３）本事業に必要な食品衛生法第５５条に規定する営業の許可を保健所から受けていること。

（４）近畿圏内の給食受託業務において１年以内に、食品衛生に関し行政処分を受けていないこと。

（５）上記（２）から（４）の条件を満たす給食業務代行保証事業者を確保でき、申込書類提出時に、給食業務代行保証事業者を書面で申し出ること。

（６）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

（７）本市から豊中市入札参加停止基準（平成７年６月１日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

（８）直近2年間の公租公課を滞納していないこと。

（９）暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しない

こと。

(10) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年２月１日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(11) 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。

(12) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(13) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(14) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(15) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

５．参加意向申出書

（１）提案内容

参加意向申出書（様式１）

（２）提出方法

提出方法は、持参（平日午前９時から午後５時まで受付。それ以外は受付不可。）、郵送のいずれかとする。持参する場合、確実に受領するため、持参前に事務局あて連絡を入れること。なお、郵送の場合は、書留郵便、特定記録郵便又はレターパックにて提出期限までに届くよう郵送すること。

（３）提出期限

令和８年(2026 年)11 月 20 日（金）　午後５時必着

６．提案書作成要領

（１）提案内容

別添「提出書類について」に掲げる書類を揃え、必要部数を提出すること。

なお、提案書類の著作権は事業者に帰属するが、市が審査結果の公表や必要と認めるときは、市は、事前に提案者と協議の上、提案書の全部または一部を必要な範囲で使用できるものとする。また、契約に至らなかった提案者の提案については、市による事業選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

（２）提出方法

提出方法は、持参（平日午前９時から午後５時まで受付。それ以外は受付不可。）、郵送のいずれかとする。持参する場合、確実に受領するため、持参前に事務局あて連絡を入れること。なお、郵送の場合は、書留郵便、特定記録郵便又はレターパックにて提出期限までに届くよう郵送すること。

提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足または提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

（３）提出期限

令和８年(2026 年)11 月 27 日（金）　午後５時必着

７．質疑応答等

質問がある場合は、質問書（様式２）をメールにて事務局あて提出すること。

（１）提出先メールアドレス

kodomo-unei@city.toyonaka.osaka.jp

（２）提出期限

令和８年(2026 年)11 月 11 日（水）午後５時必着

・電話での質問は受け付けないものとする。

・メールの件名は必ず『給食調理業務（外部搬入）委託プロポーザル質問』にすること。

・提出されたすべての質問及び回答は、令和８年(2026 年)11 月 17 日（火）に市ホームページに掲載し、質問への回答は個別には行わないものとする。

８．失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

①上記「４．参加資格要件」で規定する要件に抵触するに至った場合

②予算額を超える提案を行った場合

③提案書類において虚偽の記載がある場合

④提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合

⑤提案に関して談合等の不正行為があった場合

⑥正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合

⑦法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合

⑧審査の公平性を害する行為があった場合

⑨前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

９．審査方法及び評価基準

（１）受託候補者選定委員会

本市職員で構成される選定委員会を設置し、第一次審査（書類審査）、第二次審査（工場等の視察及びプレゼンテーション）を行う。なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

（２）審査項目

審査項目		審査及び配点	審査の視点
①業務実施の基本的姿勢		30 点	・安定的、堅実な経営がされているか ・保育施設や学校についての十分な受託実績 ・本市こども園給食の意義や役割の認識はあるか
②稼働体制		70 点	・安定した給食調理体制であるか ・多様な献立等対応できる体制であるか ・衛生管理体制は適切か ・給食配送を指定時間までに無理なく実行できる体制であるか ・危機管理に対する方針等、事例別の対応策が示されているか
③食物アレルギーへの取組み		20 点	・どのようなメニューの対応ができるか ・誤配を防ぐための取組み
④食育への取組み		10 点	・こども園や園児へどのような取組みが行えるか
⑤サンプル（試作）		20 点	・料理の味、料理に合った材料の切り方、彩り、煮崩れ、出来上がり重量、栄養価等
⑥見積価格		20 点	・見積価格に妥当性があるか
⑦減点評価		内容に応じて減点	・公募開始日から過去３年以内の処分歴等
事務局審査	調理施設・設備	良・可・不可	・給食調理に適した施設・設備であるか

（３）第一次審査（書類審査）

第一次審査は、応募事業者が４者を超える場合に実施し、各審査員が提出資料の内容を踏まえ、審査基準に従い採点し、合計得点により受託候補者を３者以内に絞り込む。

第一次審査通過者にはその旨及び工場等の視察ならびに第二次審査の案内、その他の応募者には選定外となった旨、令和８年(2026 年)12 月２日(水)にメールにて通知する。

（４）第二次審査

第二次審査は、工場等の視察及びプレゼンテーション審査を行う。

Ⅰ．工場等の視察

事務局職員及び選定委員による工場等の視察を実施する。なお、詳細については、対象事業者に別途通知する。

Ⅱ．プレゼンテーション審査

企画提案書に基づくプレゼンテーションを行い、各審査員が提出資料及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、審査基準に従い採点し、評価得点の合計による総合評価で最高点を得た者を優先交渉権者とする。

①プレゼンテーションで、大型モニター及びそれに接続する HDMI ケーブルは本市が準備するが、パソコン（パワーポイント等）その他の視聴覚機材等を使用する場合など、必要な機材はすべて提案者で用意するものとし、企画提案書と同一の資料をもって説明すること。また、実施場所はインターネット有線回線を使用できる環境ではないことに留意すること。

②追加資料等は、市が求める場合を除き不可とする。

③プレゼンテーションの時間は、40 分（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 20 分）程度とすること。

④第二次審査の出席者は１提案者あたり３名以内とし、本業務に携わる者で、応募事業の代表者、事業責任者、事業担当者とし、事業責任者は必ず出席するものとする。

⑤給食サンプルを試食用として別途指定する食数を用意し提出すること。詳細については、対象事業者に別途通知する。

（５）優先交渉権者の決定について

審査の結果、事務局審査項目が「良又は可」評価であり、かつ各審査員の項目番号①～⑦の合計点が最も高い事業者を、優先交渉権者として選定する。

また、項目番号①～⑦の合計点が最も高い者が同点数で２者以上存在する場合には、事務局審査項目で「良」評価がある事業者を優先交渉権者とする。事務局審査項目も同点の場合、審査項目「③稼働体制」の点数が高い事業者を優先交渉権者とし、同項目も同点の場合はくじにより優先交渉権者を決定するものとする。

（６）審査結果の通知

第二次審査結果は、参加したすべての提案者に対して令和８年(2026年)12月22日(火)にメールにて通知する。なお、豊中市と仕様並びに価格等を協議のうえ、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定することになるため、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

１０．契約に関する基本的事項

（１）優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、本市と協議のうえ業務内容を確定し、令和８年(2026年)12月下旬から令和９年（2027年）1月上旬の契約締結を目途に、豊中市と契約手続きを行う。なお、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがある。

（２）契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議するものとする。また、契約内容及び仕様については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。

（３）本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）

（４）契約の翌年度以降において、本契約における予算を減額された場合、又は当該年度における

年間予定委託料総額未満に削除された場合は、契約を変更又は解除することができるものとする。

１１．スケジュール（記載の期日等に変更が生じた場合、応募者に対し別途通知する）

内容	日程
募集要項等の公表	令和８年（2026 年）11 月２日(月)
質問受付期限	令和８年（2026 年）11 月 11 日(水)
質問回答期日	令和８年（2026 年）11 月 17 日(火)
参加意向申出書提出期限	令和８年（2026 年）11 月 20 日(金)
企画提案書など提出期限	令和８年（2026 年）11 月 27 日(金)
第一次審査(書類審査）※1	令和８年（2026 年）12 月１日(火)
第二次審査	
工場等の視察	令和８年（2026 年）12 月 3 日(木)～10 日(木)
プレゼンテーション ※2	令和８年（2026 年）12 月 15 日(火)
審査結果の通知 ※3	令和８年（2026 年）12 月 22 日(火)
委託契約の締結	令和８年（2026年）12月下旬～令和９年（2027年）1月上旬

※1　応募が４者以上の場合のみ実施。

※2　当日の時間、場所等は第一次審査の結果通知とともに別途通知する。

※3　審査結果通知後、市のホームページに結果を公表する。

１２．留意事項

（１）本プロポーザル方式に要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とする。

（２）提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。

（３）提出された書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む。）を除いては、情報の公開を行う場合がある。

（４）提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。

（５）提出書類に記載された担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。

（６）本件の参加において、企業連合といった２社（者）以上の事業者で構成される事業体での参加は受け付けない。

（７）現在、豊中市のこども園給食を担う予定の調理施設・設備・運搬車両がない場合は、市が指定する期限までに提出書類のとおり整備等を完了すること。完了の見込みがないと認められる場合には、契約を解除する。

（８）本プロポーザル方式の応募を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で通知すること。

（９）審査及び評価の内容、応募者名等についての質問は一切受け付けない。また、質問事項の締

め切り以降、業務に係る質問は受け付けないものとする。

１３．応募先、質問先及び問合せ先（事務局）

〒５６１－８５０１　豊中市中桜塚３－１－１【豊中市役所　第二庁舎　３階】
豊中市役所こども未来部こども事業課運営管理係
ＴＥＬ　０６－６８５８－２３４１
ＦＡＸ　０６－６８５４－９５３３
E-mail　kodomo-unei@city.toyonaka.osaka.jp

別添

（別添）提出書類について

（１）給食業務代行保証事業者申出書（様式３）
（２）会社概要及び実績（様式４）
（３）企画提案書（様式５）
（４）添付図面等
①図面
ア：調理施設及び設備の配置平面図（室名・設備名を明記。サイズはＡ３版）
イ：図面は折り畳みＡ４版縦に揃えること
ウ：図面には食材及び食器の搬入経路、従業員の入退室経路を明記すること
エ：作業動線図＝肉・魚・卵を含む献立及び調理方法を明記し、肉・魚・卵・野菜の動線を記入すること
また、卵については除去食及び代替食の動線図も明記すること
（サイズはＡ３版）
作業工程表＝任意で選んだ給食日の普通食とアレルギー食の作業工程表を明記すること
②写真
施設内外の主な部分を撮影した写真をＡ４版縦の用紙５枚程度に貼り付けること。主な撮影箇所は、下記ア、イを参考にすること
ア：施設外　駐車場、食材搬入口から検収場に至る部分、調理場への出入り口（人）、給食の搬出口、返却口、残菜や厨芥置き場、段ボール･缶等の置き場等
イ：施設内
施設：検収場、下処理室、調理室、アレルギー室、炊飯室、冷凍冷蔵室、冷却室、盛付室、洗浄室、食器保管室、調味料等倉庫、米保管庫等エリア
設備･機器：水槽、保存食用冷凍庫、冷凍冷蔵庫、真空冷却機等冷却設備　（ご飯用、おかず用の用途別）、洗米機、回転釜、スチームコンベクションオーブン、フライヤー等
③連続した６日間（月曜日～土曜日）分の献立例
・【別紙１】給与栄養目標量に基づき献立を作成すること
・使用食材及び一人分量の記された献立栄養価表を提示すること
（５）見積書（様式６）
①見積金額には、１食あたりの見積単価（食材料費、諸経費等内訳）を記入すること
②消費税抜きの見積金額を記入すること
③見積金額が市の見積上限額を超える場合は失格となるので注意すること
（６）保健所が発行する営業の許可証の写し
（７）食品衛生監視票の写し
（８）登記全部事項証明書
（９）印鑑に関する証明書
（１０）定款・寄付行為・その他事業の目的・組織・業務の執行等を示す書類
（１１）納税証明書
提案書類提出日が属する年度の直前の事業年度の法人税･消費税の納税証明書「その３の３」

法人市民税納税証明書

（１２）労働基準法等の規定に関する書類の写し

・就業規則（労働基準監督署受付印のある事業主控）＊賃金等の別規定も含む
・時間外労働・休日労働に関する協定書（労働基準監督署受付印のある事業主控）
・労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控）
・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（一部抜粋分）

【備考】

・（２）～（５）の書類は順番のとおり１部毎にファイリングすること。
・提出部数は、全ての書類について正本を１部、（２）～（５）は副本を７部とする。
・提出後の提案書類の内容変更は不可とする（軽微な修正を除く）。
・豊中市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。
・提出された書類は返却しない。
・提案書類の著作権は事業者に帰属するが、市は提出された書類について、特に提案事業者の許可を得ず、無償で公表、使用することができることとする。